春日部市後期高齢者医療に関する条例(平成19年条例第51号)の一部を次のように改 正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が 引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条に対応する改正後の欄の条が存在しない場合にあっては、 当該改正前の欄の条を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の号に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあっては、 当該改正後の欄の号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引 かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後

(保険料を徴収すべき被保険者)

第2条

- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57年法律第80号。以下「法」という。)第55 条第1項(法第55条の2第2項において準用 **する場合を含む。)**の規定の適用を受ける被 保険者であって、病院等(法第55条第1項に 規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院 等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。 以下同じ。)をした際春日部市に住所を有し ていた被保険者
- (3) 法第55条第2項**第1号(法第55条の2第** (3) 法第55条第2項**第1号**の規定の適用を受 2項において準用する場合を含む。)の規定 の適用を受ける被保険者であって、継続して 入院等をしている2以上の病院等のうち最初 の病院等に入院等をした際春日部市に住所を 有していた被保険者
- (4) 法第55条第2項<u>第2号(法第55条の2第</u> (4) 法第55条第2項<u>第2号</u>の規定の適用を受 2項において準用する場合を含む。)の規定 の適用を受ける被保険者であって、最後に行 った法第55条第2項第2号に規定する特定住 所変更に係る同号に規定する継続入院等の際 春日部市に住所を有していた被保険者
- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受け る被保険者であって、国民健康保険法(昭和 33年法律第192号) 第116条の2第1項及び第

改正前

(保険料を徴収すべき被保険者)

第2条

- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57年法律第80号。以下「法」という。)第55 条第1項の規定の適用を受ける被保険者であ って、病院等(<u>同項</u>に規定する病院等をいう。 以下同じ。) に入院等(同項に規定する入院 等をいう。以下同じ。)をした際春日部市に 住所を有していた被保険者
 - ける被保険者であって、継続して入院等をし ている2以上の病院等のうち最初の病院等に 入院等をした際春日部市に住所を有していた 被保険者
 - ける被保険者であって、最後に行った**同号**に 規定する特定住所変更に係る同号に規定する 継続入院等の際春日部市に住所を有していた 被保険者

2項の規定の適用を受け、これらの規定によ り春日部市に住所を有するものとみなされた 国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則

附則

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第3条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで 第2期 11月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 1月1日から同月31日まで

第5期 2月1日から同月末日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保 険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保 険料の納期について第3条第2項の規定を適用 する場合においては、同項中「市長が別に定め る」とあるのは、「10月1日以後における市長 が別に定める時期とする」とする。

(延滞金の割合等の特例)

第3条 (略)

(延滞金の割合等の特例)

第2条 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に後期高齢者医療の被保険者となる 者について適用し、同日前に後期高齢者医療の被保険者となった者については、なお従前 の例による。